

令和元年11月1日

お客様各位

世田谷信用金庫

## 預金規定等の改定のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

当金庫は、以下の2点について預金規定等を改定させていただきます。なお、改定後の新規定は、規定改定前よりお取引をいただいているお客様にも適用させていただきます。

### 1 金融庁より公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定の改定

#### (1) 改定する規定集

普通(無利息型普通預金を含む)・貯蓄預金・納税準備預金共通規定

#### (2) 改定日

令和2年1月1日

#### (3) 改定内容

(取引の制限等)については条項を新設いたします、(解約等)については下線部を追加・変更いたします。

#### (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

(解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。  
なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたもの  
とします。
  - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② この預金の預金者が第8条第1項に違反した場合
  - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

## 2 令和2年4月1日の民法改正を見据えた預金規定の改定

(1) 改定する規定集

普通(無利息型普通預金を含む)・貯蓄預金・納税準備預金共通規定、  
定期預金共通規定、定期積金規定

(2) 改定日

令和2年1月1日

(3) 改定内容

(規定の変更)について条項を新設いたします。

(規定の変更)

本規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、店頭への表示またはその他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

以 上